

芽室町排水設備改造資金貸付条例 及び芽室町生活環境改善設備資金 貸付条例の廃止について

令和2年9月19日

芽室町水道課

目 次

1	これまでの経過について	2 p
2	今後の見通し	2 p
3	芽室町排水設備改造資金貸付条例	3 p
4	芽室町生活環境改善設備資金貸付条例	6 p

1 これまでの経過について

(1) 芽室町排水設備改造資金貸付条例（水洗化促進事業）

排水設備改造資金の貸付を昭和 53 年 4 月より実施しています。近年において、公共下水道の水洗化率は 99.8% (R2.3 末) となっており、未水洗化人口はほとんど残っていない状況となっています。古い家屋の建て替え等の例はあるが、貸付制度については 10 年以上も利用実績はありません。

(2) 芽室町生活環境改善設備資金貸付条例（生活環境設備資金貸付事業）

下水道未整備地区の水洗化促進のため、生活環境改善設備資金の貸付を昭和 63 年 4 月より実施しています。近年においては、新築住宅への浄化槽の設置が主であり、貸付制度としては、平成 24 年の申請を最後に利用実績はなく、平成 28 年度末にはすべての償還が終了し、貸付残高は 0 円となっています。

2 今後の見通し

未水洗化建物のほとんどは、古い住居を撤去し、新築の住宅を建設しています。この場合も、一部工事については貸付対象となります。ほとんどの場合、住宅建築費用に含め、住宅ローンを利用しています。そのためどちらの制度も利用実績がない状況となっています。

今後においても住宅ローンを利用した住宅の建築という流れは変わらないと考えられ、現行制度の利用は考えにくいです。

また、公共下水道事業においては、水洗化率も 99.8% となっており、水洗化の促進について一定程度目的は達成していると考えます。

以上のことより、芽室町における水洗化促進については、一定程度達成されたと考え、排水設備改造資金貸付及び生活環境設備資金貸付については、令和 2 年度をもって廃止としたい。

事業の廃止に伴い、上記で示した条例の廃止を 12 月議会にて提案する予定です。

3 芽室町排水設備改造資金貸付条例

昭和53年3月28日条例第27号

改正

昭和53年7月25日条例第42号

芽室町排水設備改造資金貸付条例

(目的)

第1条 この条例は、既設のくみ取便所を水洗化し、又は既設家屋に新たに排水設備を設置する者（既設家屋を除却し、同一宅地内に水洗便所を有する家屋を建築する者を含む。）に対し、その改造に要する資金（以下「資金」という。）を貸付けることにより水洗便所と排水設備の早期普及を図ることを目的とする。

(貸付けを受けることができる者)

第2条 資金の貸付けを受けることができる者は、下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第8号に規定する処理区域内及び芽室町集落排水施設設置条例（昭和51年条例第4号）第5条に規定する供用開始区域内にある家屋の所有者又はその所有者の同意を得た使用者で、次の各号に該当する者とする。

- (1) 町税及び下水道事業受益者負担金等を完納していること。
- (2) 自己資金のみで工事費を一時に負担することが困難であること。
- (3) 貸付けを受けた資金の償還能力を有すること。
- (4) 確実な連帯保証人があること。

(貸付額)

第3条 資金の貸付額は、改造又は設備に要した費用の範囲内とし、町長が別に定める。

(貸付条件)

第4条 資金の貸付条件は、次のとおりとする。

- (1) 貸付金は、無利子とする。
- (2) 貸付金の償還方法は、資金交付の月の翌月から起算して50月以内の元金均等月賦償還とする。ただし、貸付金の交付を受けた者（以下「借受人」という。）は、貸付金の償還期日前において貸付金の全部又は一部を繰上げ

償還することができる。

(3) 町長は、借受人がその指定する期日までに貸付金を償還しないときは、その期日の翌日から償還の日までの日数に応じ、当該貸付金に年14.5パーセントの割合を乗じて計算した延滞金を徴収する。

2 町長は、借受人が災害等の理由により貸付金の償還が困難と認めたときは、前項第2号の規定にかかわらず、償還期日を延期することができる。

(借り入れの申請)

第5条 資金の貸付けを受けようとする者は、町長が定める手続きにより借り入れの申請をしなければならない。

(貸付の決定)

第6条 町長は、前条の規定による借り入れの申請を受けたときは、速やかに貸付けの可否を決定し、当該申請者に通知しなければならない。

(工事の施行)

第7条 前条の規定により資金を貸付けることに決定した者（以下「貸付決定者」という。）は、貸付決定通知を受けた日から1月以内に工事を完了し、直ちにその旨を町長に届出なければならない。

2 町長は、前項の届出を受けたときは、速やかに実地検査を行うものとする。

(貸付決定の取消等)

第8条 町長は、貸付決定者が次の各号の一に該当する場合は、貸付けの決定を取消し、又は貸付金額を減額することができる。

(1) 正当な理由がなく、貸付けの決定を受けてから1月以内に工事が完了しないとき。

(2) 虚偽の申請その他不正な方法により貸付けの決定を受けたとき。

(3) 前条第2項の規定による実地検査の結果、工事の内容が申請書の内容と著しく相違するとき。

(4) その他町長が特に必要があると認めたとき。

(貸付金の交付)

第9条 町長は、第7条第2項の規定による実地検査終了後、貸付決定者に貸付金の交付期日等を通知し、貸付金の交付を行うものとする。

(一時償還)

第10条 町長は、借受人が次の各号の一に該当する場合には、償還期日前であつても、貸付金の全部又は一部を一時に償還させることができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正な方法により貸付けを受けたとき。
- (2) 3月以上貸付金の償還を怠ったとき。
- (3) 借受人が町外に転出し、又は家屋の所有者若しくは使用者でなくなつたとき。
- (4) その他町長が特に必要と認めたとき。

(届出等)

第11条 借受人又は連帯保証人が、次の各号の一に該当することとなった場合には、借受人（借受人が死亡した場合には、連帯保証人）は速やかにその旨を町長に届出なければならない。

- (1) 死亡したとき。
 - (2) 住所、氏名、職業又は勤務先を変更したとき。
- 2 借受人は、連帯保証人が死亡したとき、又は連帯保証人として別に定める要件を具備しなくなつたときは、速やかに連帯保証人を定め、又は変更しなければならない。

(賠償の責任)

第12条 第8条の規定により貸付決定の取消し等を行つた場合又は第10条の規定により一時償還をさせた場合において、貸付決定者又は借受人に損害を及ぼすことがあつても、町長は、賠償の責を負わない。

(委任)

第13条 この条例の施行について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則（昭和53年条例第42号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和53年6月20日から適用する。

4 芽室町生活環境改善設備資金貸付条例

昭和63年3月29日条例第16号

芽室町生活環境改善設備資金貸付条例

(目的)

第1条 この条例は、くみ取り便所をし尿と生活雑排水を併せて処理浄化する設備（以下「合併処理浄化設備」という。）に改造する者及び新築住宅に合併処理浄化設備を設置する者に対し、その設備に要する資金（以下「資金」という。）を貸し付けることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。

(貸付けを受けることができる者)

第2条 資金の貸付けを受けることができる者は、芽室町排水設備改造資金貸付条例（昭和53年条例第27号）第2条に規定する処理区域外及び供用開始区域外にある家屋の所有者又は新たに家屋を建築する者で、次の各号に該当する者とする。

- (1) 町税を完納していること。
- (2) 自己資金のみで工事費を一時に負担することが困難であること。
- (3) 貸付けを受けた資金の償還能力を有すること。
- (4) 確実な連帯保証人があること。

(貸付額)

第3条 資金の貸付額は、改造又は設備に要した費用の範囲内とし、町長が別に定める。

(貸付条件)

第4条 資金の貸付条件は、次のとおりとする。

- (1) 貸付金は、無利子とする。
- (2) 貸付金の償還方法は、資金交付の月の翌月から起算して50月以内の元金均等月賦償還とする。ただし、貸付金の交付を受けた者（以下「借受人」という。）は、貸付金の償還期日前において貸付金の全部又は一部を繰り上げ償還することができる。
- (3) 町長は、借受人がその指定する期日までに貸付金を償還しないときは、

その期日の翌日から償還の日までの日数に応じ、当該貸付金に年14.5パーセントの割合を乗じて計算した延滞金を徴収する。

2 町長は、借受人が災害等の理由により貸付金の償還が困難と認めたときは、前項第2号の規定にかかわらず、償還期日を延長することができる。

(借り入れの申請)

第5条 資金の貸付けを受けようとする者は、町長が定める手続きにより借り入れの申請をしなければならない。

(貸付けの決定)

第6条 町長は、前条の規定による借り入れの申請があったときは、速やかに貸付けの可否を決定し、当該申請者に通知しなければならない。

(工事の施行)

第7条 前条の規定により資金の貸付けを決定した者（以下「貸付決定者」という。）は、貸付決定通知を受けた日から60日以内に工事を完了し、直ちにその旨を町長に届け出なければならない。

2 町長は、前項の届け出を受けたときは、速やかに実地検査を行うものとする。

(貸付決定の取消し等)

第8条 町長は、貸付決定者が次の各号の一に該当する場合は、貸付けの決定を取り消し、又は貸付金額を減額することができる。

(1) 正当な理由がなく、貸付けの決定を受けてから60日以内に工事が完了しないとき。

(2) 虚偽の申請その他不正な方法により貸付けの決定を受けたとき。

(3) 前条第2項の規定による実地検査の結果、工事の内容が申請書の内容と著しく相違するとき。

(4) その他町長が特に必要があると認めたとき。

(貸付金の交付)

第9条 町長は、第7条第2項の規定による実地検査終了後、貸付決定者に貸付金の交付期日を通知し、貸付金の交付を行うものとする。

(一時償還)

第10条 町長は、借受人が次の各号の一に該当する場合には、償還期日前であっても、貸付金の全部又は一部を一時に償還させることができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正な方法により貸付けを受けたとき。
- (2) 3月以上貸付金の償還を怠ったとき。
- (3) 借受人が町外に転出し、又は家屋の所有者ではなくなったとき。
- (4) その他町長が特に必要と認めたとき。

(届出等)

第11条 借受人又は連帯保証人が、次の各号の一に該当することとなった場合には、借受人（借受人が死亡した場合には、連帯保証人）は速やかにその旨を町長に届け出なければならない。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 住所、氏名、職業又は勤務先を変更したとき。

2 借受人は、連帯保証人が死亡したとき、又は連帯保証人として別に定める要件を具備しなくなったときは、速やかに連帯保証人を定め、又は変更しなければならない。

(賠償の責任)

第12条 第8条の規定により貸付決定の取り消し等を行った場合又は第10条の規定により一時償還をさせた場合において、貸付決定者又は借受人に損害を及ぼすことがあっても、町長は賠償の責任を負わない。

(委任)

第13条 この条例の施行について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、昭和63年4月1日から施行する。